

## 指名停止措置の概要

## 1 指名停止措置業者名

- (1) (株)屋部土建 名護市港2丁目6番5号  
47-001950 代表者 津波 達也  
(土木特A、建築特A、しゅんせつ、造園、水道施設)
- (2) (有)山一開発(一次下請) 那覇市首里鳥堀町4-23  
47-006984 代表者 山田 善一  
(土木A、建築C、とび・土工)
- (3) (有)繁栄開発(二次下請) 那覇市繁多川2-1-50  
47-009434 代表者 山田 昭子  
(土木C)

## 2 指名停止措置期間

平成28年3月3日～平成28年3月16日(2週間)

## 3 指名停止措置の範囲

沖縄県が発注する全ての工事(下請けを含む)

## 4 事実概要

(株)屋部土建が受注した、南部土木事務所発注の「龍潭線街路改良工事(H26-3工区)」において、平成27年12月19日、電線共同溝配管作業中に、接続する既設管が確認出来なかったため、軽量鋼矢板3枚(幅1.2m)を抜き外し、スコップを使用し、すかし堀で掘削して、既設管を確認し接続を行う為に、管口の清掃後配管を行おうとしたところ、すかし堀した上部が、幅1.2m×高さ0.6m×奥行0.7m(約0.5<sup>3</sup>)で崩れ落ち、(有)繁栄開発作業員の下半身が埋まって左大腿筋内血腫、左脛骨高原骨折等の怪我を負った。このことについて、那覇労働基準監督署から(株)屋部土建に対し指導票が出され、(有)繁栄開発に対して是正勧告書及び指導票が出された。

## 5 指名停止措置理由

手堀りによる掘削作業を行わせるにあたり、掘削面の高さが1.7メートルで、地山の種類が岩盤又は堅い粘土からなる地山以外の地山であったにもかかわらず、掘削面のこう配を90度以下としていないこと、また、掘削等作業における作業標準が定められていないことや現場の状況が設計と異なる等により作業方法を変更する場合に、下請人及び下請人の労働者と綿密に調整を行い、現場の状況に応じた安全な作業方法により施工されていないこと等は、安全管理の措置が不適切であったと認められる。

このような状況で発生した事故については、本県指名停止等措置要領別表第1第7号の措置要件に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」  
別表第1第7号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4か月以内</u>